議案第11号

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成31年２月20日提出

守口市長　西　　端　　勝　　樹

記

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成３年守口市条例第２号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　前	改　正　後
第１条及び第２条　略 以下　略	第１条及び第２条　略 （正規の勤務時間以外の時間における勤務） **第２条の２**　任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、前条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に勤務を命ずることができる。 ２　前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。 以下　略

附　則

この条例は、平成 31 年４月１日から施行する。